

第1回東葛南部地域保健医療連携・ 地域医療構想調整会議	報告事項5 資料9
令和7年8月8日(金)	

地域医療連携推進法人について

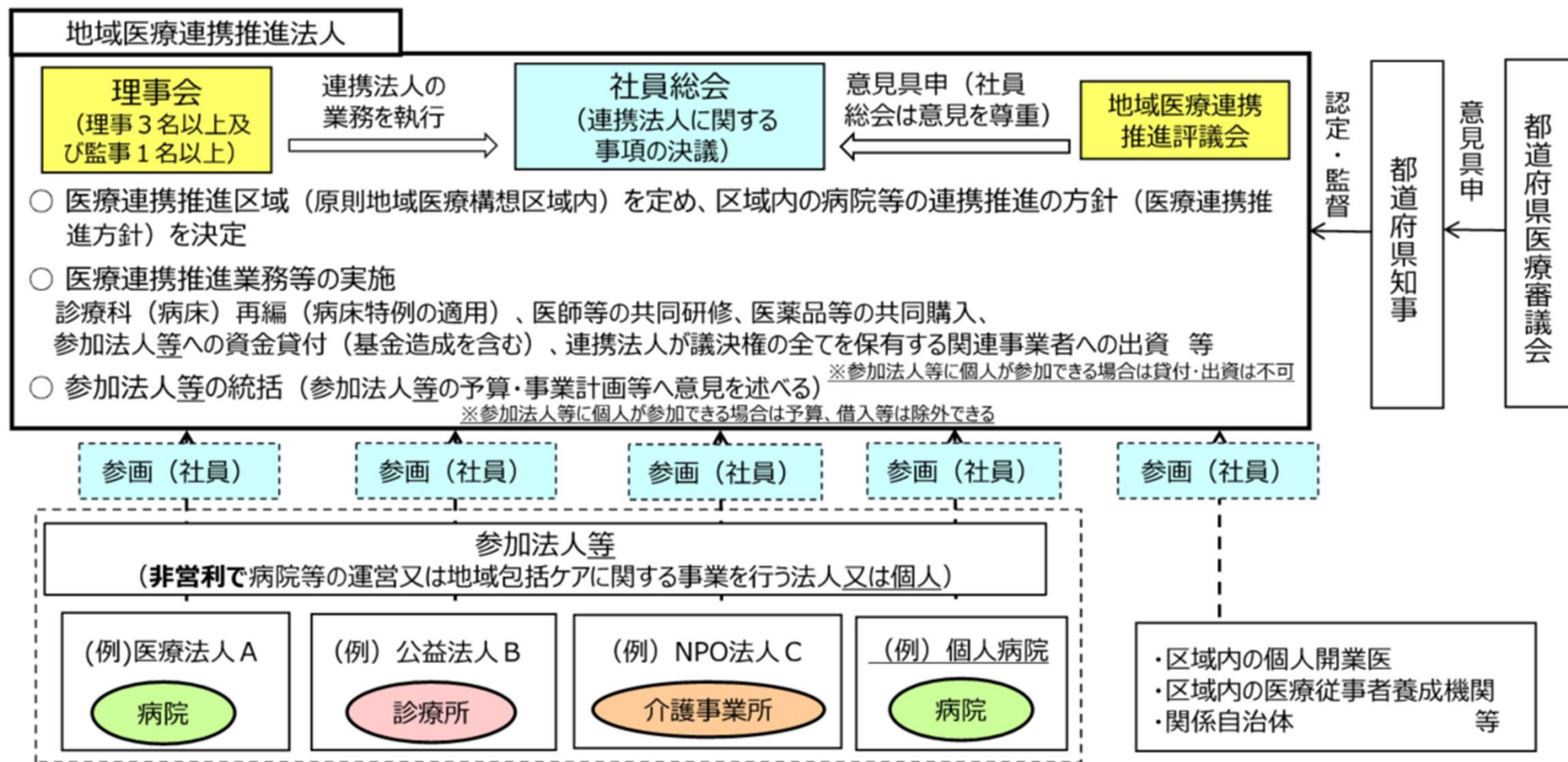
千葉県 健康福祉部 医療整備課 医療指導班

電話:043-223-3878 メール:iryoun-h@mz.pref.chiba.lg.jp

地域医療連携推進法人制度の概要

※制度改正後（令和6年4月1日以降）
下線部分が改正箇所

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定（認定基準の例）
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

【出典：厚生労働省HP】

地域医療連携推進法人認定状況

1 全国認定状況

令和7年4月1日現在で55法人が認定されています。

2 千葉県認定状況

① 地域医療連携推進法人 房総メディカルアライアンス

- ・認定年月日：平成30年12月1日
- ・医療連携推進区域：南房総市、館山市、鴨川市、安房郡鋸南町

② 地域医療連携推進法人 東葛南部メディカルアライアンス

- ・認定年月日：令和6年9月17日
- ・医療連携推進区域：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、
浦安市

➡この度、東葛南部メディカルアライアンスの参加法人等が追加されましたので法人から取組状況等を報告します。

医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

船橋市・習志野市・市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・浦安市

2 参加法人等

(1) 医療法人社団白羽会

つばさ在宅クリニック、つばさ在宅クリニック西船橋、つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷、つばさ歯科医院、エール訪問看護ステーション、つばさ在宅居宅介護支援センター、つばさ在宅訪問介護センター、サービス付き高齢者向け住宅 つばさの杜

(2) 医療法人社団ヨゼフ会

高木医院

(3) 医療法人弘仁会

板倉病院、板倉サテライトクリニック、いたくら乳腺クリニック、介護老人保健施設ロータスケアセンター、ロータス訪問看護ステーション、ロータス居宅介護支援事業所、船橋市塚田地区地域包括支援センター

(4) 医療法人社団誠馨会 (令和7年4月1日追加)

セコメディック病院

3 理念・運営方針

【理念】

少子・高齢化が急速に進展する中、地域住民が住み慣れた地域で安心して末永く生活できるよう、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築を図り、急性期医療、リハビリテーション、介護、在宅等に各施設が相互に連携し、切れ目なく適切にサービスを提供できる体制の実現に貢献する。

【運営方針】

- ・地域のニーズに即した医療機能分担及び医療資源の集約化を行い、質の高いサービスを提供する。
- ・各法人の専門性や特色を活かし、地域における医療水準の向上に寄与する。
- ・業務連携により効率的で持続可能な経営環境・医療提供体制を構築する。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

●医療機能の分担・連携

- ・入院、外来・在宅機能の分担・集約を図り、限られた資源を有効に活用する。
- ・各施設の特性・専門性を活かした機能分担で効率的な医療提供体制を構築する。

●患者・利用者への支援

- ・ICT 等を活用し患者・利用者の情報を共有し、患者・利用者の利便性を図り、地域住民に対してきめ細やかな質の高い医療サービスを提供する。

●医療・介護従事者の資質向上に関する共同研修、相互交流および派遣

- ・医療安全や感染対策等の教育研修を共同で実施するとともに医療・介護従事者の相互派遣、人事交流を積極的に行い、質の高い医療・介護従事者を育成する。

●医薬品、診療材料、医療機器等の共同購入・共同利用

- ・医薬品・診療材料・医療機器等の購入に際し、法人内のスケールメリットを活かした価格交渉・購入の仕組みを構築し、経費削減を図る。

●災害等の緊急時における情報共有および相互支援

- ・緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を構築し、地域の医療サービスを持続的に提供する。

5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・医療・介護・福祉等のニーズを把握し、包括的にサービスが提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取り組みを支援する。
- ・法人内医療機関ならびに介護施設等が密に連携し、患者・利用者のニーズに合った継続的且つ発展的なサービスの提供を行う。